

経営事項審査申請の手引き（資料編）

令和6年12月改正

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

この手引きは、近畿地方整備局管内に本店所在がある大臣許可の建設業者を対象にしています。

目次（資料編）

1. 各種コード表

申請・処理コード表	1
許可・業種コード表	2
別表（4）業種別技術職員コード表	3、4、5、6

2. 総合評定値（P）の算出方法等

7～17

3. 申請書様式

- ・経営規模等評価申請・総合評定値請求様式（様式第二十五号の十四）

4. 参考様式

- ・1 経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリスト
- ・2 工事種類別完成工事高付表（別記様式第1号）
- ・3 経理処理の適正を確認した旨の書類（別記様式第2号）
- ・4 継続雇用の適用を受けている技術職員名簿（別記様式第3号）
- ・5 CPD単位を取得した技術者名簿（別記様式第4号）
- ・6 技能者名簿（別記様式第5号）
- ・7 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書（別記様式第6号）
- ・8 建設機械様式（建設機械の保有状況一覧表）
- ・9 建設機械誓約書
- ・10 建設業経理事務士等名簿
- ・11 ISOに係わる誓約書
- ・12 技術職員名簿データサンプル（概ね200名以上の技術者がいる場合）
- ・13 1級監理受講者名簿
- ・14 審査手数料印紙貼付書
- ・15 経営規模等評価申請・総合評定値請求の取り下げ願い
- ・16 工事経歴書
- ・17 建設業に係わる訂正の届出書
- ・18 宛先用紙（※郵送用封筒に貼り付け用）

5. 業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方（H28.6.1から適用）

・申請・処理コード表

20001帳票 [項番02]「申請時の許可番号」・[項番03]「前回の申請時の許可番号」

コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁
00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

20001帳票 [項番05]「申請等の区分」

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

20001帳票 [項番06]「処理の区分」の左欄

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和4年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和5年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更に伴い令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和5年3月31日)より前の日(令和4年11月1日)に申請するとき

20001帳票 [項番06]「処理の区分」の右欄

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受け申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

・許可・業種コード表

20001 帳票 [項番15] 「許可を受けている建設業」

一般建設業	1	特定建設業	2
-------	---	-------	---

20001 帳票 [項番15] 「許可を受けている建設業の略号」

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(舗)	舗装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゆ)	しゆんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

20002 帳票 [項番32] 「業種コード」

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

20005 帳票 [項番82] 「業種コード」

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

別表（四）業種別技術職員コード表 1 / 4

「1※」…1点（実務経験3年）、「1〇」…1点（実務経験5年）については、令和5年7月1日以降に審査基準日を迎える申請から適用。

コード		建設業の種類																												
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）※専門学校卒はコード099	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点																												
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	実務経験を有する2業種以内に限り1点ずつ配点																												
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	認定書記載の業種に応じて2業種以内に限り1点ずつ配点																												
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	認定書記載の業種に応じて2業種以内に限り1点ずつ配点																												
005	令第29条 該当 【監理技術者となる資格を有する者】	監理技術者補佐として配置可能な2業種以内に限り4点ずつ配点																												
111	1級建設機械施工管理技士	5				5							5																	
005	1級建設機械施工管理技士補（主任技術者要件必須）	4				4							4																	
212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2				2							2																	
113	1級土木施工管理技士	5		1※	5	5	1※			1※	5	1※	5	5			5	1※			1※			1※		5		1※	5	
005	1級土木施工管理技士補（主任技術者要件必須）	4			4	4					4		4	4			4									4				4
11H	1級土木施工管理技士補			1※			1※			1※	1※						1※			1※			1※					1※		
214	2級土木施工管理技士	2		1〇	2	2	1〇			1〇	2	1〇	2	2			1〇	1〇			1〇			1〇		2		1〇	2	
21J	2級土木施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇					1〇	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇	
215	2級土木施工管理技士			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇					2	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇	
21K	2級土木施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇					1〇	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇	
216	2級土木施工管理技士			1〇	2	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇					1〇	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇	
21L	2級土木施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇					1〇	1〇			1〇			1〇		1〇		1〇	1〇	
120	1級建築施工管理技士	5	5	5	5	5	5			5	5	5					5	5	5	5	5	1※	5			5	1※	1※	1※	5
005	1級建築施工管理技士補（主任技術者要件必須）	4	4	4	4	4	4			4	4	4					4	4	4	4	4	4			4					4
12C	1級建築施工管理技士補																				1※						1※	1※	1※	
221	2級建築施工管理技士	2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇						1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	2
222	2級建築施工管理技士			2	1〇	2	1〇	1〇			2	2	2				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	2
223	2級建築施工管理技士補			2	2	1〇	2	2			2	1〇					2	2	2	2	2	1〇	2			2	1〇	1〇	1〇	1〇
22D	2級建築施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
127	1級電気工事施工管理技士								5												1※									1※
005	1級電気工事施工管理技士補（主任技術者要件必須）								4																					
12E	1級電気工事施工管理技士補																				1※									1※
228	2級電気工事施工管理技士								2												1〇									1〇
22F	2級電気工事施工管理技士補																				1〇									1〇
129	1級管工事施工管理技士								5			1※	1※	1※						1※	1※				1※	1※	1※	1※	1※	1※
005	1級管工事施工管理技士補（主任技術者要件必須）								4																					
12G	1級管工事施工管理技士補											1※	1※	1※						1※	1※				1※	1※	1※	1※	1※	1※
230	2級管工事施工管理技士								2			1〇	1〇	1〇						1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
23A	2級管工事施工管理技士補											1〇	1〇	1〇						1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
131	1級電気通信工事施工管理技士																						5							
005	1級電気通信工事施工管理技士補（主任技術者要件必須）																						4							
232	2級電気通信工事施工管理技士																						2							
133	1級造園施工管理技士			1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※					1※	1※			1※			5	1※	1※	1※	1※	1※	1※
005	1級造園施工管理技士補（主任技術者要件必須）																						4							
13D	1級造園施工管理技士補			1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※					1※	1※			1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
234	2級造園施工管理技士			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇					1〇	1〇			1〇			2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
23E	2級造園施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇					1〇	1〇			1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
137	1級建築士	5	5				5			5	5									5										
238	2級建築士	2	2				2			2										2										
239	木造建築士			2																										
141	建設・総合技術監理（建設）	5				5			5					5	5									5						5
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5				5			5			5		5	5									5						5
143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5				5																								
144	電気電子・総合技術監理（電気電子）								5														5							
145	機械・総合技術監理（機械）																						5							
146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									5													5							
147	上下水道・総合技術監理（上下水道）									5																		5		
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									5																5		5		
149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5				5								5																
150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								5					
151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5				5																			5					
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									5																				
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									5																		5		
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									5																		5		5
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

別表（四）業種別技術職員コード表 2/4

	コード		建設業の種類																												
			01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 タ	11 興	12 筋	13 舗	14 し	15 板	16 力	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 総	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清	29 解
電気工事士法	155	第1種電気工事士							2																						
	256	第2種電気工事士							1																						
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）							1																						
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																						1							
	235	工事担任者（申請は令和6年度以降）																						1							
水 道 法	265	給水装置工事主任技術者							1																						
消 防 法	168	甲種 消防設備士																											2		
	169	乙種 消防設備士																											2		
職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）		2																											
	271	建築大工（2級）		1																											
	164	型枠施工（1級）		2	2																										
	264	型枠施工（2級）		1	1																										
	172	左官（1級）			2																										
	272	左官（2級）			1																										
	157	とび・とび工（1級）			2																								2		
	257	とび・とび工（2級）			1																								1		
	173	コンクリート圧送施工（1級）			2																										
	273	コンクリート圧送施工（2級）			1																										
	166	ウェルポイント施工（1級）			2																										
	266	ウェルポイント施工（2級）			1																										
	174	冷凍空調機器施工・空気調和設備配管（1級）							2																						
	274	冷凍空調機器施工・空気調和設備配管（2級）							1																						
	175	給排水衛生設備配管（1級）							2																						
	275	給排水衛生設備配管（2級）							1																						
	176	配管・配管工（1級）							2																						
	276	配管・配管工（2級）							1																						
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）						2	2							2															
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）						1	1							1															
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）								2																					
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）								1																					
	178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）								2																					
	278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）								1																					
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）					2			2																					
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）				1				1																					
	180	石工・石材施工・石積み（1級）					2																								
	280	石工・石材施工・石積み（2級）					1																								
	181	鉄工・製罐（1級）								2																					
	281	鉄工・製罐（2級）								1																					
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）									2																				
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）										1																			
	183	工場板金（1級）															2														
	283	工場板金（2級）															1														
	184	板金・建築板金・板金工（1級）						2									2														
	284	板金・建築板金・板金工（2級）						1									1														
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）															2														
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）															1														
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）						2																							
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）						1																							
	187	ガラス施工（1級）															2														
	287	ガラス施工（2級）																1													
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																2													
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																1													

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

別表（四）業種別技術職員コード表 3／4

	コード		建設業の種類																													
			01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 タ	11 鋼	12 筋	13 鉄	14 し	15 板	16 力	17 ガ	18 達	19 防	20 内	21 機	22 絶	23 通	24 電	25 井	26 具	27 水	28 消	29 清	
職業能力開発促進法	189	建築塗装・建築塗装工（1級）																			2											
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）																			1											
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																			2											
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																				1										
	191	噴霧塗装（1級）																			2											
	291	噴霧塗装（2級）																				1										
	167	路面標示施工																			2											
	192	畳製作・畳工（1級）																					2									
	292	畳製作・畳工（2級）																					1									
	193	内装仕上り施工・カーテン施工・天井仕上り施工・床仕上り施工・表装・表具・表具工（1級）																				2										
	293	内装仕上り施工・カーテン施工・天井仕上り施工・床仕上り施工・表装・表具・表具工（2級）																					1									
	194	熱絶縁施工（1級）																							2							
	294	熱絶縁施工（2級）																							1							
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																											2			
	295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																												1		
	196	造園（1級）																								2						
	296	造園（2級）																									1					
	197	防水施工（1級）																				2										
	297	防水施工（2級）																					1									
	198	さく井（1級）																											2			
	298	さく井（2級）																												1		
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	061	地すべり防止工事							1																				1			
	040	基礎ぐい工事							2																							
	062	建築設備士									1	1																				
	063	計装									1	1																				
	060	解体工事																													2	
	064	基幹技能者	講習修了証記載の業種に応じて2業種以内に限り3点づつ配点																													
	704	認定能力評価基準（レベル4）	認定能力評価基準ごとに2業種以内に限り3点づつ配点																													
	703	認定能力評価基準（レベル3）	認定能力評価基準ごとに2業種以内に限り2点づつ配点																													
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コードに該当するものを除く）及び第3号該当 ※学校教育法による所定学科を修めた専門学校卒業業者で一定以上の実務の経験をしている者はこのコードを使用	実務経験を有する2業種以内に限り1点づつ配点																													
		資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数																														
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 タ	11 鋼	12 筋	13 鉄	14 し	15 板	16 力	17 ガ	18 達	19 防	20 内	21 機	22 絶	23 通	24 電	25 井	26 具	27 水	28 消	29 清		

◆235 工事担任者
電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者

別表（四）業種別技術職員コード表 4 / 4

	コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解
認定能力評価基準	704	レベル4技能者	※印 3点																												
	703	レベル3技能者	※印 2点																												
		電気工事技能者能力評価基準							※														※								
		橋梁技能者能力評価基準					※					※													※						
		造園技能者能力評価基準																							※						
		コンクリート圧送技能者能力評価基準						※																		※					
		防水施工技能者能力評価基準																				※									
		トンネル技能者能力評価基準	※					※																							
		建設塗装技能者能力評価基準																									※				
		左官技能者能力評価基準						※																							
		機械土工技能者能力評価基準	※					※																							
		海上起重技能者能力評価基準	※														※														
		P C技能者能力評価基準	※					※							※																
		鉄筋技能者能力評価基準													※																
		圧接技能者能力評価基準													※																
		型枠技能者能力評価基準				※																									
		配管技能者能力評価基準									※																				
		とび技能者能力評価基準						※																							
		切断穿孔技能者能力評価基準						※																							
		内装仕上技能者能力評価基準																				※									
		サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準																											※		
		エクステリア技能者能力評価基準						※	※			※																			
		建築板金技能者能力評価基準								※							※														
		外壁仕上技能者能力評価基準					※												※	※											
		ダクト技能者能力評価基準										※																			
		保温保冷技能者能力評価基準																					※								
		グラウト技能者能力評価基準						※																							
		冷凍空調技能者能力評価基準										※																			
		運動施設技能者能力評価基準	※					※							※										※						
		基礎工技能者能力評価基準						※																							
		タイル張り技能者能力評価基準														※															
		標識・路面標示技能者能力評価基準							※											※											
		消防施設技能者能力評価基準																												※	
		建築大工技能者能力評価基準				※																									
		硝子工事技能者能力評価基準																	※												
	A L C技能者能力評価基準										※																				
	土工技能者能力評価基準	※					※																								
(備考) 資格区分に掲げる能力評価基準の名称について、認定が完了していない能力評価基準は仮称とする			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解

総合評定値（P）の算出表

X ₁	・工事種類別年間 平均完成工事高	業種別の年間平均完成工事高 _____ 千円（2年又は3年平均） 資P8の表から、X ₁ = 点 （小数点以下の端数は切り捨て）
X ₂	・自己資本額 ・平均利益額	・自己資本額の点数（基準決算又は2期平均） 自己資本額 _____ 千円 資P9の表から、ア = _____ 点 ・平均利益額の点数（2期平均） 平均利益額 _____ 千円 資P10の表から、イ = _____ 点 (ア + イ) ÷ 2 = X ₂ = 点 （小数点以下の端数は切り捨て）
Y	・経営状況分析	経営状況分析結果通知書から、Y = 点
Z	・技術職員 ・工事種類別年間 平均完成工事高	・業種別の技術職員の点数 1級講習受講 _____ 人 × 6点 + 1級技術者 _____ 人 × 5点 + 1級技士補 _____ 人 × 4点 + 基幹技能者 _____ 人 × 3点 + 2級技術者 _____ 人 × 2点 + その他技術者 _____ 人 × 1点 = _____ 点 資P11の表から、ア = _____ 点 ・業種別の年間平均元請完成工事高 _____ 千円（2年又は3年平均） 資P12の表から、イ = _____ 点 ア × 0.8 + イ × 0.2 = Z = 点 （小数点以下の端数は切り捨て）
W	・その他社会性等	・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W ₁ ） 資P13のW ₁ から、W ₁ = 点 ・建設業の営業継続の状況（W ₂ ） 資P13のW ₂ から、W ₂ = 点 ・防災活動への貢献の状況（W ₃ ） 資P13のW ₃ から、W ₃ = 点 ・法令遵守の状況（W ₄ ） 資P14のW ₄ から、W ₄ = 点 ・建設業の経理の状況（W ₅ ） ア 監査受審状況 資P14のW ₅ ア から、ア = _____ 点 イ 公認会計士等の数 （公認会計士等の数 × 1）+（2級経理の数 × 0.4）= _____ 点 資P14のW ₅ イ から、イ = _____ 点 ア + イ = W ₅ = 点 ・研究開発の状況（W ₆ ） 研究開発費 _____ 千円（2期平均） 資P15の表から、W ₆ = 点 ・建設機械の保有状況 資P15の表から、W ₇ = 点 ・国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 資P15の表から、W ₈ = 点 (W ₁ + W ₂ + W ₃ + W ₄ + W ₅ + W ₆ + W ₇ + W ₈) × 10 × 175 / 200 = W = 点 （小数点以下の端数は切り捨て）
P	・総合評定値	(X ₁) × 0.25 + (X ₂) × 0.15 + (Y) × 0.20 + (Z) × 0.25 + (W) × 0.15 = P = 点 （小数点以下の端数は四捨五入）

X1 工事種類別年間平均完成工事高

・X₁の値については、申請する業種の直前2年又は3年の年間平均完成工事高を次の表に当てはめ算出する。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評 点 (年間平均完成工事高の単位:千円)						
1	1,000億円 以上		2,309						
2	800億円 以上	1,000億円 未満	114	×	(年間平均完成工事高)	÷	20,000,000	+	1,739
3	600億円 以上	800億円 未満	101	×	(年間平均完成工事高)	÷	20,000,000	+	1,791
4	500億円 以上	600億円 未満	88	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000,000	+	1,566
5	400億円 以上	500億円 未満	89	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000,000	+	1,561
6	300億円 以上	400億円 未満	89	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000,000	+	1,561
7	250億円 以上	300億円 未満	75	×	(年間平均完成工事高)	÷	5,000,000	+	1,378
8	200億円 以上	250億円 未満	76	×	(年間平均完成工事高)	÷	5,000,000	+	1,373
9	150億円 以上	200億円 未満	76	×	(年間平均完成工事高)	÷	5,000,000	+	1,373
10	120億円 以上	150億円 未満	64	×	(年間平均完成工事高)	÷	3,000,000	+	1,281
11	100億円 以上	120億円 未満	62	×	(年間平均完成工事高)	÷	2,000,000	+	1,165
12	80億円 以上	100億円 未満	64	×	(年間平均完成工事高)	÷	2,000,000	+	1,155
13	60億円 以上	80億円 未満	50	×	(年間平均完成工事高)	÷	2,000,000	+	1,211
14	50億円 以上	60億円 未満	51	×	(年間平均完成工事高)	÷	1,000,000	+	1,055
15	40億円 以上	50億円 未満	51	×	(年間平均完成工事高)	÷	1,000,000	+	1,055
16	30億円 以上	40億円 未満	50	×	(年間平均完成工事高)	÷	1,000,000	+	1,059
17	25億円 以上	30億円 未満	51	×	(年間平均完成工事高)	÷	500,000	+	903
18	20億円 以上	25億円 未満	39	×	(年間平均完成工事高)	÷	500,000	+	963
19	15億円 以上	20億円 未満	36	×	(年間平均完成工事高)	÷	500,000	+	975
20	12億円 以上	15億円 未満	38	×	(年間平均完成工事高)	÷	300,000	+	893
21	10億円 以上	12億円 未満	39	×	(年間平均完成工事高)	÷	200,000	+	811
22	8億円 以上	10億円 未満	38	×	(年間平均完成工事高)	÷	200,000	+	816
23	6億円 以上	8億円 未満	25	×	(年間平均完成工事高)	÷	200,000	+	868
24	5億円 以上	6億円 未満	25	×	(年間平均完成工事高)	÷	100,000	+	793
25	4億円 以上	5億円 未満	34	×	(年間平均完成工事高)	÷	100,000	+	748
26	3億円 以上	4億円 未満	42	×	(年間平均完成工事高)	÷	100,000	+	716
27	2億5千万円 以上	3億円 未満	24	×	(年間平均完成工事高)	÷	50,000	+	698
28	2億円 以上	2億5千万円 未満	28	×	(年間平均完成工事高)	÷	50,000	+	678
29	1億5千万円 以上	2億円 未満	34	×	(年間平均完成工事高)	÷	50,000	+	654
30	1億2千万円 以上	1億5千万円 未満	26	×	(年間平均完成工事高)	÷	30,000	+	626
31	1億円 以上	1億2千万円 未満	19	×	(年間平均完成工事高)	÷	20,000	+	616
32	8,000万円 以上	1億円 未満	22	×	(年間平均完成工事高)	÷	20,000	+	601
33	6,000万円 以上	8,000万円 未満	28	×	(年間平均完成工事高)	÷	20,000	+	577
34	5,000万円 以上	6,000万円 未満	16	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000	+	565
35	4,000万円 以上	5,000万円 未満	19	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000	+	550
36	3,000万円 以上	4,000万円 未満	24	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000	+	530
37	2,500万円 以上	3,000万円 未満	13	×	(年間平均完成工事高)	÷	5,000	+	524
38	2,000万円 以上	2,500万円 未満	16	×	(年間平均完成工事高)	÷	5,000	+	509
39	1,500万円 以上	2,000万円 未満	20	×	(年間平均完成工事高)	÷	5,000	+	493
40	1,200万円 以上	1,500万円 未満	14	×	(年間平均完成工事高)	÷	3,000	+	483
41	1,000万円 以上	1,200万円 未満	11	×	(年間平均完成工事高)	÷	2,000	+	473
42	1,000万円 未満		131	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000	+	397

注1：年間平均完成工事高に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

X2 自己資本額及び平均利益額

X₂の値については、次の式により算出する。

$$X_2 = (\text{ア 自己資本額の点数} + \text{イ 平均利益額の点数}) \div 2$$

※ 自己資本額の点数及び平均利益額の点数については、次の表に当てはめ算出する。

※ 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（ア 自己資本額の点数）

区分	自己資本の額又は平均自己資本額				評点(自己資本額の単位:千円)					
1	3,000億円	以上			2,114					
2	2,500億円	以上	3,000億円	未満	63	×	(自己資本額) ÷	50,000,000	+	1,736
3	2,000億円	以上	2,500億円	未満	73	×	(自己資本額) ÷	50,000,000	+	1,686
4	1,500億円	以上	2,000億円	未満	91	×	(自己資本額) ÷	50,000,000	+	1,614
5	1,200億円	以上	1,500億円	未満	66	×	(自己資本額) ÷	30,000,000	+	1,557
6	1,000億円	以上	1,200億円	未満	53	×	(自己資本額) ÷	20,000,000	+	1,503
7	800億円	以上	1,000億円	未満	61	×	(自己資本額) ÷	20,000,000	+	1,463
8	600億円	以上	800億円	未満	75	×	(自己資本額) ÷	20,000,000	+	1,407
9	500億円	以上	600億円	未満	46	×	(自己資本額) ÷	10,000,000	+	1,356
10	400億円	以上	500億円	未満	53	×	(自己資本額) ÷	10,000,000	+	1,321
11	300億円	以上	400億円	未満	66	×	(自己資本額) ÷	10,000,000	+	1,269
12	250億円	以上	300億円	未満	39	×	(自己資本額) ÷	5,000,000	+	1,233
13	200億円	以上	250億円	未満	47	×	(自己資本額) ÷	5,000,000	+	1,193
14	150億円	以上	200億円	未満	57	×	(自己資本額) ÷	5,000,000	+	1,153
15	120億円	以上	150億円	未満	42	×	(自己資本額) ÷	3,000,000	+	1,114
16	100億円	以上	120億円	未満	33	×	(自己資本額) ÷	2,000,000	+	1,084
17	80億円	以上	100億円	未満	39	×	(自己資本額) ÷	2,000,000	+	1,054
18	60億円	以上	80億円	未満	47	×	(自己資本額) ÷	2,000,000	+	1,022
19	50億円	以上	60億円	未満	29	×	(自己資本額) ÷	1,000,000	+	989
20	40億円	以上	50億円	未満	34	×	(自己資本額) ÷	1,000,000	+	964
21	30億円	以上	40億円	未満	41	×	(自己資本額) ÷	1,000,000	+	936
22	25億円	以上	30億円	未満	25	×	(自己資本額) ÷	500,000	+	909
23	20億円	以上	25億円	未満	29	×	(自己資本額) ÷	500,000	+	889
24	15億円	以上	20億円	未満	36	×	(自己資本額) ÷	500,000	+	861
25	12億円	以上	15億円	未満	27	×	(自己資本額) ÷	300,000	+	834
26	10億円	以上	12億円	未満	21	×	(自己資本額) ÷	200,000	+	816
27	8億円	以上	10億円	未満	24	×	(自己資本額) ÷	200,000	+	801
28	6億円	以上	8億円	未満	30	×	(自己資本額) ÷	200,000	+	777
29	5億円	以上	6億円	未満	18	×	(自己資本額) ÷	100,000	+	759
30	4億円	以上	5億円	未満	21	×	(自己資本額) ÷	100,000	+	744
31	3億円	以上	4億円	未満	27	×	(自己資本額) ÷	100,000	+	720
32	2億5,000万円	以上	3億円	未満	15	×	(自己資本額) ÷	50,000	+	711
33	2億円	以上	2億5,000万円	未満	19	×	(自己資本額) ÷	50,000	+	691
34	1億5,000万円	以上	2億円	未満	23	×	(自己資本額) ÷	50,000	+	675
35	1億2,000万円	以上	1億5,000万円	未満	16	×	(自己資本額) ÷	30,000	+	664
36	1億円	以上	1億2,000万円	未満	13	×	(自己資本額) ÷	20,000	+	650
37	8,000万円	以上	1億円	未満	16	×	(自己資本額) ÷	20,000	+	635
38	6,000万円	以上	8,000万円	未満	19	×	(自己資本額) ÷	20,000	+	623
39	5,000万円	以上	6,000万円	未満	11	×	(自己資本額) ÷	10,000	+	614
40	4,000万円	以上	5,000万円	未満	14	×	(自己資本額) ÷	10,000	+	599
41	3,000万円	以上	4,000万円	未満	16	×	(自己資本額) ÷	10,000	+	591
42	2,500万円	以上	3,000万円	未満	10	×	(自己資本額) ÷	5,000	+	579
43	2,000万円	以上	2,500万円	未満	12	×	(自己資本額) ÷	5,000	+	569
44	1,500万円	以上	2,000万円	未満	14	×	(自己資本額) ÷	5,000	+	561
45	1,200万円	以上	1,500万円	未満	11	×	(自己資本額) ÷	3,000	+	548
46	1,000万円	以上	1,200万円	未満	8	×	(自己資本額) ÷	2,000	+	544
47			1,000万円	未満	223	×	(自己資本額) ÷	10,000	+	361

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. 総合評定値（P）の算出方法等

（イ 平均利益額の点数）

区分	平均利益額				評 点 (平均利益額の単位:千円)				
1	300億円 以上				2,447				
2	250億円	以上	300億円	未満	134	×	(平均利益額) ÷ 5,000,000	+	1,643
3	200億円	以上	250億円	未満	151	×	(平均利益額) ÷ 5,000,000	+	1,558
4	150億円	以上	200億円	未満	175	×	(平均利益額) ÷ 5,000,000	+	1,462
5	120億円	以上	150億円	未満	123	×	(平均利益額) ÷ 3,000,000	+	1,372
6	100億円	以上	120億円	未満	93	×	(平均利益額) ÷ 2,000,000	+	1,306
7	80億円	以上	100億円	未満	104	×	(平均利益額) ÷ 2,000,000	+	1,251
8	60億円	以上	80億円	未満	122	×	(平均利益額) ÷ 2,000,000	+	1,179
9	50億円	以上	60億円	未満	70	×	(平均利益額) ÷ 1,000,000	+	1,125
10	40億円	以上	50億円	未満	79	×	(平均利益額) ÷ 1,000,000	+	1,080
11	30億円	以上	40億円	未満	92	×	(平均利益額) ÷ 1,000,000	+	1,028
12	25億円	以上	30億円	未満	54	×	(平均利益額) ÷ 500,000	+	980
13	20億円	以上	25億円	未満	60	×	(平均利益額) ÷ 500,000	+	950
14	15億円	以上	20億円	未満	70	×	(平均利益額) ÷ 500,000	+	910
15	12億円	以上	15億円	未満	48	×	(平均利益額) ÷ 300,000	+	880
16	10億円	以上	12億円	未満	37	×	(平均利益額) ÷ 200,000	+	850
17	8億円	以上	10億円	未満	42	×	(平均利益額) ÷ 200,000	+	825
18	6億円	以上	8億円	未満	48	×	(平均利益額) ÷ 200,000	+	801
19	5億円	以上	6億円	未満	28	×	(平均利益額) ÷ 100,000	+	777
20	4億円	以上	5億円	未満	32	×	(平均利益額) ÷ 100,000	+	757
21	3億円	以上	4億円	未満	37	×	(平均利益額) ÷ 100,000	+	737
22	2億5,000万円	以上	3億円	未満	21	×	(平均利益額) ÷ 50,000	+	722
23	2億円	以上	2億5,000万円	未満	24	×	(平均利益額) ÷ 50,000	+	707
24	1億5,000万円	以上	2億円	未満	27	×	(平均利益額) ÷ 50,000	+	695
25	1億2,000万円	以上	1億5,000万円	未満	20	×	(平均利益額) ÷ 30,000	+	676
26	1億円	以上	1億2,000万円	未満	15	×	(平均利益額) ÷ 20,000	+	666
27	8,000万円	以上	1億円	未満	16	×	(平均利益額) ÷ 20,000	+	661
28	6,000万円	以上	8,000万円	未満	19	×	(平均利益額) ÷ 20,000	+	649
29	5,000万円	以上	6,000万円	未満	12	×	(平均利益額) ÷ 10,000	+	634
30	4,000万円	以上	5,000万円	未満	12	×	(平均利益額) ÷ 10,000	+	634
31	3,000万円	以上	4,000万円	未満	15	×	(平均利益額) ÷ 10,000	+	622
32	2,500万円	以上	3,000万円	未満	8	×	(平均利益額) ÷ 5,000	+	619
33	2,000万円	以上	2,500万円	未満	10	×	(平均利益額) ÷ 5,000	+	609
34	1,500万円	以上	2,000万円	未満	11	×	(平均利益額) ÷ 5,000	+	605
35	1,200万円	以上	1,500万円	未満	7	×	(平均利益額) ÷ 3,000	+	603
36	1,000万円	以上	1,200万円	未満	6	×	(平均利益額) ÷ 2,000	+	595
37			1,000万円	未満	78	×	(平均利益額) ÷ 10,000	+	547

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

Z 技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高

Zの値については、次の式により算出する。

$$Z = (\text{ア 技術職員数の点数} \times 0.8) + (\text{イ 工事種類別年間平均元請完成工事高の点数} \times 0.2)$$

※ 技術職員数の点数及び元請完成工事高の点数については、次の表に当てはめ算出する。

※ 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（ア 技術職員数の点数）

区分	技術職員数値		評 点	
1	15,500	以上	2,335	
2	11,930	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 3,570 +	2,065
3	9,180	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 2,750 +	1,998
4	7,060	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 2,120 +	1,939
5	5,430	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 1,630 +	1,876
6	4,180	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 1,250 +	1,808
7	3,210	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 970 +	1,747
8	2,470	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 740 +	1,686
9	1,900	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 570 +	1,624
10	1,460	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 440 +	1,558
11	1,130	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 330 +	1,488
12	870	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 260 +	1,434
13	670	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 200 +	1,367
14	510	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 160 +	1,318
15	390	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 120 +	1,247
16	300	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 90 +	1,183
17	230	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 70 +	1,119
18	180	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 50 +	1,040
19	140	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 40 +	984
20	110	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 30 +	907
21	85	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 25 +	860
22	65	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 20 +	810
23	50	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 15 +	742
24	40	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 10 +	633
25	30	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 10 +	633
26	20	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 10 +	636
27	15	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 5 +	508
28	10	以上	62 × 技術職員数値 ÷ 5 +	511
29	5	以上	63 × 技術職員数値 ÷ 5 +	509
30	5	未満	62 × 技術職員数値 ÷ 5 +	510

注 1：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2：技術職員数値については、次の表に当てはめ算出する。

（技術職員数値）

1 級技術者		監理技術者補佐	基幹技能者	2 級技術者	その他
監理技術者資格者証保有かつ 監理技術者講習受講	左記以外				
1 名につき、6 点	同 5 点	同 4 点	同 3 点	同 2 点	同 1 点

2. 総合評定値（P）の算出方法等

（イ 工事種類別年間平均元請完成工事高の点数）

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高				評 点 (年間平均元請完成工事高の単位:千円)						
1	1,000億円 以上				2,865						
2	800億円	以上	1,000億円	未満	119	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	20,000,000	+	2,270
3	600億円	以上	800億円	未満	145	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	20,000,000	+	2,166
4	500億円	以上	600億円	未満	87	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	10,000,000	+	2,079
5	400億円	以上	500億円	未満	104	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	10,000,000	+	1,994
6	300億円	以上	400億円	未満	126	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	10,000,000	+	1,906
7	250億円	以上	300億円	未満	76	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	5,000,000	+	1,828
8	200億円	以上	250億円	未満	90	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	5,000,000	+	1,758
9	150億円	以上	200億円	未満	110	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	5,000,000	+	1,678
10	120億円	以上	150億円	未満	81	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	3,000,000	+	1,603
11	100億円	以上	120億円	未満	63	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	2,000,000	+	1,549
12	80億円	以上	100億円	未満	75	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	2,000,000	+	1,489
13	60億円	以上	80億円	未満	92	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	2,000,000	+	1,421
14	50億円	以上	60億円	未満	55	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	1,000,000	+	1,367
15	40億円	以上	50億円	未満	66	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	1,000,000	+	1,312
16	30億円	以上	40億円	未満	79	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	1,000,000	+	1,260
17	25億円	以上	30億円	未満	48	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	500,000	+	1,209
18	20億円	以上	25億円	未満	57	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	500,000	+	1,164
19	15億円	以上	20億円	未満	70	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	500,000	+	1,112
20	12億円	以上	15億円	未満	50	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	300,000	+	1,072
21	10億円	以上	12億円	未満	41	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	200,000	+	1,026
22	8億円	以上	10億円	未満	47	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	200,000	+	996
23	6億円	以上	8億円	未満	57	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	200,000	+	956
24	5億円	以上	6億円	未満	36	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	100,000	+	911
25	4億円	以上	5億円	未満	40	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	100,000	+	891
26	3億円	以上	4億円	未満	51	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	100,000	+	847
27	2億5千万円	以上	3億円	未満	30	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	50,000	+	820
28	2億円	以上	2億5千万円	未満	35	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	50,000	+	795
29	1億5千万円	以上	2億円	未満	45	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	50,000	+	755
30	1億2千万円	以上	1億5千万円	未満	32	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	30,000	+	730
31	1億円	以上	1億2千万円	未満	26	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	20,000	+	702
32	8,000万円	以上	1億円	未満	29	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	20,000	+	687
33	6,000万円	以上	8,000万円	未満	36	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	20,000	+	659
34	5,000万円	以上	6,000万円	未満	22	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	10,000	+	635
35	4,000万円	以上	5,000万円	未満	27	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	10,000	+	610
36	3,000万円	以上	4,000万円	未満	31	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	10,000	+	594
37	2,500万円	以上	3,000万円	未満	19	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	5,000	+	573
38	2,000万円	以上	2,500万円	未満	23	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	5,000	+	553
39	1,500万円	以上	2,000万円	未満	28	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	5,000	+	533
40	1,200万円	以上	1,500万円	未満	19	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	3,000	+	522
41	1,000万円	以上	1,200万円	未満	16	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	2,000	+	502
42			1,000万円	未満	341	×	(年間平均元請完成工事高)	÷	10,000	+	241

注1：年間平均完成工事高に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

〔 W その他社会性等〕

Wの値については、次の式により算出する。

$$W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 175 \div 200$$

※W₁～W₈の点数については、次の表に当てはめて算出する。

（建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 W1）

W₁=ア+イ

項目		有・無	点数
ア	建設業退職金共済制度の加入	有	15
	退職一時金制度・企業年金制度の導入	有	15
	法定外労働災害補償制度の加入	有	15
	若年技術者及び技能者の育成及び確保の状況（☆1）	有	2
	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（☆2）	有	10
	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（☆3）	有	5
	建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置の実施状況（☆4）	有	15
イ	雇用保険の加入	無	-40
	健康保険の加入	無	-40
	厚生年金保険の加入	無	-40

（☆1）若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術者の継続的な育成及び確保	該当	1
	非該当	0
新規若年技術者の育成及び確保	該当	1
	非該当	0

(☆2) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

① 技術者に関する評価

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

- 技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とする。

- CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とする。

- 各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

各技術者のCPD単位

$$\left[\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{審査対象年}} \right] \div \left[\frac{\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}}{\text{審査対象年}} \right] \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これ切り捨てる。

また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。

- $\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$ の数値が、3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般社団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	30
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益社団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

② 技能者に関する評価

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

- 技能者数は、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く）の数とする。

- 技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数とする。

なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。

- 控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

- $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数－控除対象者数＝0 の場合、 $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値は、0とする。

①技術者に関する評価

②技能者に関する評価

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

★2の評点は資-16のとおり①技術者、②技能者それぞれ算式で求める数値を合算し、算出される数値を下の表にあてはめて評点を算出する。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

（★3）ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（取得している認定のうち最も配点の高いものを評価（最大5点））

認定の区分	配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし
	えるぼし（第3段階）
	えるぼし（第2段階）
	えるぼし（第1段階）
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん
	くるみん
	トライくるみん
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール

（★4）建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置の実施状況

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

2. 総合評定値（P）の算出方法等

（建設業の営業継続の状況 W_2 ）

$W_2 = \text{ア} + \text{イ}$

ア 営業年数

営業年数	区分	点数	営業年数	区分	点数	営業年数	区分	点数
35年以上	(1)	60	24年以上	(12)	38	13年以上	(23)	16
34年	(2)	58	23年	(13)	36	12年	(24)	14
33年	(3)	56	22年	(14)	34	11年	(25)	12
32年	(4)	54	21年	(15)	32	10年	(26)	10
31年	(5)	52	20年	(16)	30	9年	(27)	8
30年	(6)	50	19年	(17)	28	8年	(28)	6
29年	(7)	48	18年	(18)	26	7年	(29)	4
28年	(8)	46	17年	(19)	24	6年	(30)	2
27年	(9)	44	16年	(20)	22	5年以下	(31)	0
26年	(10)	42	15年	(21)	20			
25年	(11)	40	14年	(22)	18			

イ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

適用の有無	区分	点数
無	(1)	0
有	(2)	-60

（防災活動への貢献の状況 W_3 ）

防災協定締結の有無	区分	点数
有	(1)	20
無	(2)	0

（法令遵守の状況 W_4 ）

法令遵守の状況	区分	点数
無	(1)	0
指示処分を受けた場合	(2)	-15
営業の全部又は一部の停止処分を受けた場合	(3)	-30

（建設業の経理の状況 W_5 ）

$$W_5 = \text{ア} + \text{イ}$$

ア 監査の受審状況

監査の受審状況	区分	点数
会計監査人の設置	-1	20
会計参与の設置	-2	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	-3	2
無	-4	0

イ 公認会計士等の数

公認会計士等数値については、次の表に当てはめ算出する。

$$\text{公認会計士等数値} = (\text{公認会計士等の数} \times 1) + (2 \text{ 級登録経理試験合格者の数} \times 0.4)$$

年間平均 完成工事高	項目	公認会計士等数値					
	区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	点数	10	8	6	4	2	0
600億円以上		13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満		8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満		4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満		2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満		1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
1億円未満		0.4以上	—	—	—	—	0

2. 総合評定値（P）の算出方法等

（研究開発の状況 W_6 ）

平均研究開発費の額	点数	平均研究開発費の額	点数
100 億円以上	25	11 億円以上 12 億円未満	12
75 億円以上 100 億円未満	24	10 億円以上 11 億円未満	11
50 億円以上 75 億円未満	23	9 億円以上 10 億円未満	10
30 億円以上 50 億円未満	22	8 億円以上 9 億円未満	9
20 億円以上 30 億円未満	21	7 億円以上 8 億円未満	8
19 億円以上 20 億円未満	20	6 億円以上 7 億円未満	7
18 億円以上 19 億円未満	19	5 億円以上 6 億円未満	6
17 億円以上 18 億円未満	18	4 億円以上 5 億円未満	5
16 億円以上 17 億円未満	17	3 億円以上 4 億円未満	4
15 億円以上 16 億円未満	16	2 億円以上 3 億円未満	3
14 億円以上 15 億円未満	15	1 億円以上 2 億円未満	2
13 億円以上 14 億円未満	14	5,000 万円以上 1 億円未満	1
12 億円以上 13 億円未満	13	5,000 万円未満	0

（建設機械の保有状況 W_7 ）

建設機械の所有及びリース台数	点数	建設機械の所有及びリース台数	点数
15 台以上	15	7 台	11
14 台	15	6 台	10
13 台	14	5 台	9
12 台	14	4 台	8
11 台	13	3 台	7
10 台	13	2 台	6
9 台	12	1 台	5
8 台	12	保有なし	0

（国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 W_8 ）

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
ISO第9001号及びISO第14001号の登録	10
ISO第9001号の登録及びエコアクション21の認証	8
ISO第9001号の登録	5
ISO第14001号の登録	5
エコアクション21の認証	3
無	0

※ISO第14001号の登録とエコアクション21の認証いずれも取得している場合、これらの評点は合算せず、5点のみの評価とする。

申 請 様 式（様式第二十五号の十四）

20001

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	-

許可年月日

申請時の号 02 大臣コード 3 国土交通大臣 許可（一般 - ）第 5 号 令和 年 月 日

許可年月日

前回の申請時の号 03 大臣コード 3 国土交通大臣 許可（一般 - ）第 5 号 令和 年 月 日

審査基準日 04 令和 年 月 日

申請等の区分 05

処理の区分 06

法人又は個人の別 07 (1.法人) 3 4 5 10 14 15 20 25 (千円) 法人番号

商号又は名称のフリガナ 08 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

商号又は名称 09 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 10 3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名 11 3 5 10

主たる営業所の所在地市区町村コード 12 3 5

主たる営業所の所在地 13 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 14 3 5 10 15 20 電話番号

許可を受けている建設業 15 3 5 10 15 20 25 30 (1.一般) (2.特定)

経営規模等評価対象建設業 16 3 5 10 15 20 25 30

項番
自己資本額 1 7 ³ ⁵ ¹⁰ (千円) ¹³ (1. 基準決算)
(2. 2 期平均)

基準決算	(千円)
直前の 審査基準日	(千円)

利益額
(2 期 平 均) 1 8 ³ ⁵ ¹⁰ (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 営業利益	審査対象事業年度の 減価償却 実施額	審査対象事業年度の 営業利益	審査対象事業年度の 減価償却 実施額
営業利益	(千円)	(千円)	営業利益	(千円)
減価償却 実施額	(千円)	(千円)	減価償却 実施額	(千円)

技術職員数 1 9 ³ ⁵ (人)

登録経営状況
分析機関番号 2 0 ³ ⁵ 経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、}次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
ファックス番号 _____

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年 度 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 10 月		審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 月 (1. 2年平均) (2. 3年平均)	
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月			
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月			
業 種 コ	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)	完 成 工 事 高 (千円)	元 請 完 成 工 事 高 (千円)
3 2 3 5	6 10 15	16 20 25	26 30 35	36 40 45
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
工事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度		
3 2 3 5	6 10 15	16 20 25	26 30 35	36 40 45
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
工事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度		
3 2 3 5	6 10 15	16 20 25	26 30 35	36 40 45
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
工事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度		
3 2 3 5	6 10 15	16 20 25	26 30 35	36 40 45
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
工事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度		
3 3 3 5	3 5 10	13 15 20	23 25 30	33 35 40
工事の種類	完 成 工 事 高 計 算 表	元 請 完 成 工 事 高 計 算 表		
その他 工事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度		
3 4 3 5	3 5 10	13 15 20	23 25 30	33 35 40
合 計				
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)				

技 術 職 員 名 簿

頁

項番
数81

3

5

頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
			年 月 日		8 2	3	5		10				
1			年 月 日		8 2								
2			年 月 日		8 2								
3			年 月 日		8 2								
4			年 月 日		8 2								
5			年 月 日		8 2								
6			年 月 日		8 2								
7			年 月 日		8 2								
8			年 月 日		8 2								
9			年 月 日		8 2								
10			年 月 日		8 2								
11			年 月 日		8 2								
12			年 月 日		8 2								
13			年 月 日		8 2								
14			年 月 日		8 2								
15			年 月 日		8 2								
16			年 月 日		8 2								
17			年 月 日		8 2								
18			年 月 日		8 2								
19			年 月 日		8 2								
20			年 月 日		8 2								
21			年 月 日		8 2								
22			年 月 日		8 2								
23			年 月 日		8 2								
24			年 月 日		8 2								
25			年 月 日		8 2								
26			年 月 日		8 2								
27			年 月 日		8 2								
28			年 月 日		8 2								
29			年 月 日		8 2								
30			年 月 日		8 2								

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無

413

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

健康保険加入の有無

423

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

厚生年金保険加入の有無

433

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無

443

[1. 有、2. 無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

453

[1. 有、2. 無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

463

[1. 有、2. 無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保

473

[1. 該当、2. 非該当]

技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B／A）
(人)	(人)	

新規若年技術職員の育成及び確保

483

[1. 該当、2. 非該当]

新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C／A）
(人)	

CPD単位取得数

493

5

6

7

8

9

10

(単位)

技術者数

11

12

13

14

15

(人)

技能レベル向上者数

503

1

2

3

4

5

(人)

技能者数

9

10

11

12

13

(人)

控除対象者数

15

16

17

18

19

20

(人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

513

[1. えるばし認定（1段階目）、2. えるばし認定（2段階目）、3. えるばし認定（3段階目）、4. ブラチナえるばし認定、5. 非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

523

[1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. ブラチナくるみん認定、4. 非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

533

[1. ユースエール認定、2. 非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

543

[1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]

建設業の営業継続の状況

営業年数

553

565

(年)

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和 年 月 日	年 か月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

563

[1. 有、2. 無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

573

[1. 有、2. 無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

583

[1. 有、2. 無]

指示処分の有無

593

[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

603

[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]

公認会計士等の数

613

625

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

623

635

(人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）

633

645

6510

(千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度
666768697071727374757677787980 (千円)	81828384858687888990919293949596979899100 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

643

655

(台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無

653

[1. 有、2. 無]

ISO9001の登録の有無

663

[1. 有、2. 無]

ISO14001の登録の有無

673

[1. 有、2. 無]

参 考 様 式

- ・ 1 経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリスト
- ・ 2 工事種類別完成工事高付表 （別記様式第1号）
- ・ 3 経理処理の適正を確認した旨の書類 （別記様式第2号）
- ・ 4 継続雇用の適用を受けている技術職員名簿 （別記様式第3号）
- ・ 5 CPD単位を取得した技術者名簿 （別記様式第4号）
- ・ 6 技能者名簿 （別記様式第5号）
- ・ 7 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書（別記様式第6号）
- ・ 8 雇用証明書
- ・ 9 建設機械様式（建設機械の保有状況一覧表）
- ・ 10 建設機械誓約書
- ・ 11 建設業経理事務士等名簿
- ・ 12 ISOに係わる誓約書
- ・ 13 技術職員名簿データサンプル（概ね200名以上の技術者がいる場合）
- ・ 14 1級監理受講者名簿
- ・ 15 審査手数料印紙貼付書
- ・ 16 経営規模等評価申請・総合評定値請求の取り下げ願い
- ・ 17 工事経歴書
- ・ 18 建設業に係わる訂正の届出書
（「工事経歴書」・「直前3年の各事業年度における工事施工金額」等の訂正が必要になった場合の毎事業年度終了時における「変更届出書」の訂正の届出様式）
- ・ 19 宛先用紙（※郵送用封筒に貼り付け用）

確認書類は返却いたしません。原本の提出が必要な書類以外は、必ず写し(コピー等)を提出して下さい。
確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から1ヶ月を経過した日以後に、「溶解処理」致します。

経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリスト *別途追加資料を提出して頂く場合があります。

番号	確認書類
1	☐ 消費税確定申告書[控]・添付書類[付表2]・消費税納税証明書[その1]の写し(審査対象営業年度のもの)・電子申告の場合は、分ける資料
2	☐ 工事請負契約書の写し又は、「注文書と請書のセット」の写しのいずれか (元請・下請の区別なく、工事経歴書記載の工事のうち 各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各3件 (記載が3件未満の場合は全て))
3	・自己資本額、利益額に係る次の①と②(経営状況分析結果通知書に参考値が記載されている場合は、特殊経審・決算期変更時を除き提出不要) □①減価償却費として計上した金額を証明する書類の写し(法人税確定申告書別表十六(一)及び(二)他) □②貸借対照表及び損益計算書の写し(規則別記様式第十五号及び十六号によるもの)
4	・技術職員名簿に記載している者に係る次の①及び②③のいずれか、④⑤は該当する場合 ※許可審査の場合は前年受審時の技術職員名簿も添付 □①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票(いずれも適用年月が審査基準日より前の直近のもの) □②健康保険証の写し(事業所名の記載のあるもの)又は、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」又は、雇用証明書(様式有り) ※健康保険証は審査基準日がR7.12.2以降は確認書類として使用できません。 □③健康保険組合理事長による資格取得日の証明(標準報酬月額を含めて証明した場合、①のうち健康保険に係る標準報酬決定通知書の省略可) □④住民税特別徴収税額通知書の写し(特別徴収義務者用及び納税義務者用)個人で従業員5人未満の事業所又は、後期高齢者医療制度適用(原則75才以上)を受けている者) □⑤技術職員電子データ(技術職員が概ね200名を超える場合でCD等の電子媒体に技術職員のデータ(参考様式有り)を入れたもの) *②③について、①で被保険者縦覧照会回答票を提出している場合は提出不要。また、標準報酬決定通知書を提出している場合で、前年受審時の名簿に記載していた者は、定年後に再雇用で資格を再取得されたときを除き提出不要 ・技術職員名簿に記載している継続雇用制度の適用を受けている者に係る書面(高齢者雇用安定法に基づき継続雇用となった65才以下の者) □⑥「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」様式第3号 ・定年を超える(定年等の定めがない場合は60才以上の)常勤役員がいる場合は次の⑦(⑦を作成していない場合は⑧) □⑦法人税の確定申告における別表役員報酬手当及び人件費内訳写し □⑧商業・法人登記簿謄本(登記事項証明書)の写し及び許可変更届に添付した別紙一「役員一覧表」 ・技術職員名簿に記載している役員を除く60才以上の者に係る次の⑨と⑩ □⑨労働基準監督署の受付印のある就業規則又は準じるものの写し(継続雇用制度、定年制度の内容を確認できるもの) □⑩個別の労働契約書等(就業規則等の定めがない場合で60才以上の者及び就業規則で定める定年を過ぎて雇用期間を限定することなく常時雇用されている者)
5	・技術職員名簿に記載している者に係る検定又は試験の合格証その他の当該職員が有する資格に係る書面 □①合格証(卒業証明書)等の写し(前年受審時に技術職員名簿に記載していた場合は有効期限のあるものを除き提出不要) ・1級監理受審者がいる場合(講習受講1)は次の②と③は必須(④を提出した時は提出不要の場合あり)、④は選択 □②監理技術者資格者証の写し(有効期限が審査基準日以降のもの) □③講習修了証の写し又は監理技術者資格者証の裏面(審査基準日が講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないもの) □④1級監理受審者名簿(前年受審時にも当該名簿を提出している時は、1度提出した監理技術者資格者証と講習修了証は有効期限内は提出不要)
6	・労働(雇用)保険に係る次の①と②(但し、番号10の法定外労災が準記名式普通傷害保険の場合は、労災保険に係るものも添付) □①労働保険概算・確定保険料申告書[控]の写し □②納入に係る審査基準日を含む期(年度)の領収証書の写し
7	☐ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る審査基準月の領収証書又は、納入証明書の写し
8	☐ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)の写し
9	☐ 退職一時金制度又は企業年金制度に係る次のいずれかの書面 中小企業退職金共済制度若しくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面、労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し(退職一時金規程を含むもの)、厚生年金基金への加入を証明する書面、適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面、確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面、資産管理運用機関との間の契約書の写し
10	☐ 法定外労働災害補償制度加入に係る次のいずれかの書面 (公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し
11	・知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に係る以下の書面で①から⑥で該当するもの □①「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」(様式第4号) □②「技術職員名簿」及び「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し □③「技能者名簿」(様式第5号) □④能力評価(レベル判定)結果通知書の写し □⑤審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿 ※①及び③に計上されている方については番号「4」の書類も必要
12	・ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況に係る次の①と② □①基準適合一般事業主認定通知書の写し(通知日が審査基準日以前であること) □②審査基準日時点で認定の取消および辞退が行われていないことを証する書類 えるばし、くるみん:厚生労働省の公表資料である認定企業一覧の申請企業名が記載されている箇所の写し ユースエール:厚生労働省の若者雇用促進総合サイトに公表されている「ユースエール認定企業一覧」の企業情報詳細ページの写し(会社概要まで)
13	☐ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に係る書面 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)
14	・審査対象営業年度に再生手続又は更生手続の開始又は終結の決定を受けた場合に係る書面 □再生又は更生手続開始の決定を証明する書面又は、再生又は更生の手続き終結の決定を証明する書面の写し
15	・防災協定の締結をしている場合で次の①か②で該当するもの □①国、地方公共団体等と直接締結している防災協定書の写し □②所属団体が防災協定を締結している場合は、所属団体が締結している協定書の写し及び審査基準日時点で加入を証明する書類
16	・監査に係る証明がある場合で次の①から④で該当するもの □①会計監査人設置会社における有価証券報告書又は、監査証明書の写し[監査受審状況1の場合] □②会計参与設置会社における会計参与報告書の写し[監査受審状況2の場合] □③建設業経理士等名簿(2級除く)に記載した者のうち経理実務責任者に該当する者が自らの署名を付した経理処理の適正を確認した旨の書類 様式第2号(原本)[監査受審状況3の場合]
17	・公認会計士、税理士、1～2級登録経理試験合格者に係る次の①～③ □①建設業経理士等名簿 □②公認会計士・税理士としての登録を証する書面の写し、登録経理試験の合格証又は登録経理講習の修了証の写し □③健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票(適用年月が審査基準日より前の直近のもの)
18	・研究開発費に係る書面で次の①か②のいずれか □①規則別記様式第十七号の二による注記表の写し □②有価証券報告書の一部の写し
19	・建設機械に係る書面で次の①から⑤で該当するもの □①建設機械様式(建設機械の保有状況一覧表) □②売買・譲渡契約書、リース契約書(自動更新を含む審査基準日より1年7ヶ月のリース期間があること)の写し※前年受審時の建設機械様式に記載があるものは提出不要 □③誓約書(審査基準日より1年7ヶ月のリース期間がないリース契約で、更新又は買取りをすることが明確な場合) □④オフロード車:特定自主検査記録表の写し、カタログ写し(カタログがない場合は写真)※カタログは前年受審時の建設機械様式に記載があるものは添付不要 □⑤オンロード車:ダンプ車→車検証(有効期間が分かる箇所を含む)、移動式クレーン→移動式クレーン検査証
20	・エコアクション21の認証を受けていることを証明する書面 □一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」の写し(審査基準日が認定・登録日以降であり、有効期限以前であること)
21	・ISO9001又は14001に登録されていることを証明する書面を写して①、②と③は該当する場合 □①登録証(付属書を含む) □②組織マニュアル等(登録証及び付属書では許可のある本・支店全てISO取得していることが確認出来ない場合) □③誓約書(前年受審時が有で、前年審査基準日以降に新たな許可を受けた営業所について認証手続き中の場合)

*該当する□にチェックを入れてください。

*番号1, 2, 3について前年・前々年、未受審の場合は2期分又は3期分(前年審査基準日に他の許可行政庁で受審している時は1期分で可)

工事種類別完成工事高付表

申請者

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高(積み上げ後)	左に含める完成工事高

様式第2号
(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

近畿地方整備局長 様

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第 2 5 号の 1 4 ・別紙 2 の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

近畿地方整備局長 殿

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

通 番	氏 名	生 年 月 日

- 記載要領
- ・規則別記様式第 2 5 号の 1 4 ・別紙 2 の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（6 5 歳以下の者に限る。）について記載すること。
 - ・通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第 2 5 号の 1 4 ・別紙 2 の記載と統一すること。

[illegible]

1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。

2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。

なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

[illegible]

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 ☐ (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

雇 用 証 明 書

		証明日	年 月 日
被雇用者 氏名 居所 生年月日		事業主 所在地 名 称 役職名 氏 名	⑩
年 月 日(※1)現在、下記の労働条件で雇用していることを証明します。			
契約期間	1. 就業規則に定める退職の日まで (年 月 日より採用) 2. 期間の定めなし (年 月 日より採用) 3. 年 月 日 ～ 年 月 日		
被雇用者にかかる始業、終業の時刻、休憩時間及び休日	1 始業・終業の時刻等 始業 (時 分) 終業 (時 分) 2 休憩時間 () 分 3 休日 ・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定例日；週・月当たり 日、その他 ()		
就業規則に定める始業、終業の時刻、休憩時間及び休日	1 始業・終業の時刻等 始業 (時 分) 終業 (時 分) 2 休憩時間 () 分 3 休日 ・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定例日；週・月当たり 日、その他 ()		
就業規則に定める退職に関する事項	1 定年制 (有 (歳) , 無) (※2) (退職の日：) 2 継続雇用制度 (有 (歳まで) , 無)		
社会保険の加入状況、雇用保険の適用有無 (※3)	・社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , 無)		

(※1) 建設業許可申請の場合は申請日(＝証明日)を、経営事項審査の場合は審査基準日を記載。
(※2) 有の場合、○歳の誕生日の属する月末 等退職の日の詳細について記載。
(※3) 該当するものを○で囲むこと。

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日： 年 月 日

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日		備考
							リース開始日	リース期間満了日	
1	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
2	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
3	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
4	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
5	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
6	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
7	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
8	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
9	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
10	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
11	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
12	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
13	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
14	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	
15	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー ・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		
						リース	年 月 日	年 月 日	

【記載要領(例)】

※項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)

②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)

③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)

④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)

⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)

⑥「ダンプ車」にあたつては、ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラのいずれかを記載。

⑦「高所作業車」にあたつては、作業床の高さ

⑧「締固め用機械」にあたつては、ロードローラー(ハンドガイドローラーを含む)、タイヤローラー、振動ローラー、のいずれかを記載。

⑨「解体用機械」にあたつては、ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機のいずれかを記載。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

誓 約 書

リース契約書において審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められていない建設機械()^{*1}については更新又は購入を行い、審査基準日から1年7ヶ月以上の期間、使用することを誓約します。

年 月 日

商号又は名称
代表者名

*1 建設機械の車体番号等を記入して下さい。

建設業経理士等名簿

番号	取得級	氏名	生年月日	合格日又は 講習修了日	年齢 (基準日時点)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

* 1 取得級欄には、公認会計士・会計士補・税理士の場合はその資格名を記載

* 2 継続雇用制度の適用を受けている者は記載できません

* 3 合格日又は講習修了日は1～2級登録経理試験合格者のみ記載してください。

誓 約 書

令和 年 月 日基準日(前年基準日)時点では、建設業の許可を受けている全ての本支店・営業所等についてISO()*1の認証を受けていましたが、令和 年 月 日基準日(前年基準日)以降新たに()*2の許可を受けたため、今回基準日時点では()*2はISO登録証等に記載されていません。

現在、()*2は認証の途中であり、次回基準日の申請時には、()*2を含んだ登録証を提出することを誓約します。

年 月 日

商号又は名称
代表者名

*1 認証を受けているISOの種類を記載。

*2 新たに許可を受けた支店(営業所)名を記載。

技術職員名簿データ(200名以上)

申請者

審査基準日

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	監理技術者資格者証有効期限	講習修了年月日	健康保険資格取得日	標準報酬月額(千円)	CPD単位取得数
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

* 1 参考様式ですので、適宜作成してください。
* 2 別紙2技術職員名簿と通番が一致すること。
* 3 保険データ・監理技術者資格者証証有効期限・講習修了年月日等は、可能であれば記載願います。
* 4 各項目データはエクセル検索可能な形式でお願いします。(セルの結合、シートの分割はしないでください)

1級監理受講者名簿

申 請 者

審査基準日

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	監理技術者資格者証有効期限	講習修了年月日
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

*1 参考様式ですので適宜作成してください。

*2 別紙2技術職員名簿と通番が一致すること。(講習受講1以外の技術職員は、記載省略可)

*3 監理技術者資格者証有効期限は、審査基準日以降であること。

*4 審査基準日が講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと

*5 前年受審時にも当該名簿を提出している時は、1度提出した監理技術者資格者証と講習修了証は有効期限内は省略可。

審査手数料印紙貼付書

申請業種数	業種

経営事項審査・審査手数料早見表

1業種	11,000	15業種	46,000
2業種	13,500	16業種	48,500
3業種	16,000	17業種	51,000
4業種	18,500	18業種	53,500
5業種	21,000	19業種	56,000
6業種	23,500	20業種	58,500
7業種	26,000	21業種	61,000
8業種	28,500	22業種	63,500
9業種	31,000	23業種	66,000
10業種	33,500	24業種	68,500
11業種	36,000	25業種	71,000
12業種	38,500	26業種	73,500
13業種	41,000	27業種	76,000
14業種	43,500	28業種	78,500
		29業種	81,000

- ※1 手数料の内訳は、基本手数料8,500円、その他1業種につき2,500円。
 ※2 印紙は、当該用紙又は任意の用紙もしくは申請書空欄に貼付して提出して下さい。
 (消印はしないでください)

令和 年 月 日

国土交通省
近畿地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

経営規模等評価申請 の取り下げ願い
総合評定値請求

令和 年 月 日付けで標記申請(審査基準日令和 年 月 日)をしましたが、
下記の理由により申請等の取り下げをいたします。

記

取下げ理由

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事

(税 抜)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のあ 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者			請 負 代 金 の 額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記載）			うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

建設業に係る訂正等の届出書

令和 年 月 日

国土交通大臣 許可番号 (般・特一)第 号
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
近畿地方整備局長 殿
〔 担当者・申請代理人の氏名
電話 〕

下記の内容について、届出いたします。

☐① 建設業許可申請書等の記載事項の訂正 (書類受付日 令和 年 月 日)

届 出 事 項	様 式 番 号	訂 正 の 内 容
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	

☐② 組織変更等に伴う従前の会社等の決算の届出

事業年度 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
従前の会社等 所在地
商号又は名称
代表者氏名
許可番号 般・特一 第 号(最終の許可番号)

☐③ その他 ()

【記載上の注意事項】

- ※1 該当する項目の前の□に✓を入れ、具体的な内容を記入して下さい。
- ※2 訂正後の様式は、訂正にかかわるもの全てを添付して下さい。
- ※3 訂正箇所を明白にするため、朱書きで、訂正前の文字等を二重線で消し、訂正後の文字等を余白に記入して下さい。
- ※4 訂正の場合は、申請書・変更届の書類ごとに作成して下さい。



〒 5 4 0 - 8 6 1 5

大阪市中央区大手前3-1-41

大手前合同庁舎

近畿地方整備局 建政部
建設産業第一課 調査係 宛て

1 建設業者名

(業者名)

(許可番号)

2 送り主名

※1及び2が同一の場合は、2の記載は不要です。

経営事項審査関係書類 在中

経審用